

横浜市蒔田コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 2022年7月15日			
ふりがな 団体名	特定非営利活動法人 <small>とくていひえいりかつどうほうじん</small> みなみ区民利用施設協会 <small>みなみくみんりようしせつきょうかい</small>		
代表者名	代表者 <small>ひょうたうしや</small> 大津 幸雄 <small>おおつ さいゆう</small>	設立年月日	2010年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設 10階		
電話番号	045-243-8411	FAX番号	045-232-9669
沿革 設立の経緯	<p>◎ 平成7年4月 南区の地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス及び老人福祉センターの運営管理を目的に、当協会の前身である南区区民利用施設協会が任意団体として設立される。</p> <p>◎ 平成22年6月 不特定多数の利益の増進に寄与する団体であることを明確にするため新たに法人格を取得し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会を設立。主要な役員には、南区内の連合町内会長等が就任。</p> <p>◎ 平成23年4月 南区区民利用施設協会から事業を継承し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会として市民利用施設12施設の運営管理を開始。</p> <p>◎ 平成30年6月 特定非営利活動推進法（NPO法）の改正等に基づく定款の変更申請により、横浜市長の認証を得る。</p> <p>◎ 令和4年7月現在 地区センター3施設、コミュニティハウス5施設、スポーツ会館、こどもログハウス及び老人福祉センター各1施設の指定管理並びに学校施設活用型コミュニティハウス2施設の運営管理受託、計13の市民利用施設の運営管理業務を行い、公益の増進に寄与すべく活動している。</p>		
業務内容	<p>定款で定める設置目的として「主として市民利用施設の運営管理に関する事業を行うとともに、地域交流の支援を行うことにより、公益の増進に寄与すること」を掲げ、NPO法上の「まちづくりの推進を図る活動」として、(1)地区センター、スポーツ会館、コミュニティハウス、こどもログハウス、老人福祉施設等市民利用施設の運営管理、(2)地域交流支援に関わる事業を行っています。</p> <p>(1) 市民利用施設の運営管理</p> <p>各市民利用施設を乳幼児から高齢者、障害のある方や外国籍の方なども含めた全ての皆様が、安全・快適・公平かつ気軽に楽しく利用していただけるよう運営管理しています。また、各施設は、区との協定等に基づき、災害時における補足的避難所、福祉避難所、帰宅困難者の一時滞在施設などの役割を担っています。</p> <p>(2) 地域交流支援</p> <p>市民利用施設の運営や自主事業の実施を通じて生涯学習の機会や場を提供するとともに、区民の健康づくりや高齢者の見守り、子育てや青少年の健全育成、その他様々な地域活動への支援を行っています。支援にあたっては、関係機関・団体や施設との連携を図り、効果的に地域課題の解決が図られるよう努めています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所属	みなみ区民利用施設協会事務局
	電話	FAX	045-232-9669
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における蒔田コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

経営方針	<p>経営方針として次の5項目を定め、協会ホームページ等で公開しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」「元気が出た」など、また利用したくなる施設を目指します。 ② 地域の皆様の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。 ③ 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、お客様の拡大につなげていきます。 ④ 無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。 ⑤ お客様を気遣い相手をおもんばかる「おもてなしの心」で接し、少しでもお客様の喜びにつながる対応をします。
業務概要	<p>「主として市民利用施設の運営管理に関する事業を行うとともに、地域交流の支援を行うことにより、公益の増進に寄与すること」を目的に、(1)地区センター、スポーツ会館、コミュニティハウス、ログハウス、老人福祉施設等市民利用施設の運営管理、(2)地域交流支援に関わる事業 を行うことを定款で定めています。</p>
主要業務	(1)市民利用施設の運営管理 (2)地域交流支援
特色	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の皆様が利用される施設の運営管理を主要業務とする、地域住民を中心に設立された団体です。主に連合町内会長又はその経験者等が役員を務めており、従業員も80%以上が南区在住者です。 ② 経理や労務などの事務を事務局に一元化することで、館長以下の現場スタッフは施設の運営管理や自主事業の実施に集中して注力できる体制をつくっています。 また、事務局には施設勤務経験者を配置し、施設からの相談対応やいざというときのバックアップ等が可能な体制としています。 ③ 区内市民利用施設の運営管理業務を一手に引き受けることでノウハウを蓄積するとともに、定期的開催している館長会等でお客様からの意見・要望を共有・協議することなどで、効果的な改善が可能となっています。 また、緊急時等においても施設間相互や事務局との間で臨機に応援体制を組むことが可能な体制となっています。 ④ 横浜市の「SDGs 未来都市」の取組と共同歩調をとり、協会全体でSDGsの取組を推進しています。令和3年6月には、SDGs達成に向けて取り組む事業者を横浜市が独自に認証する制度「Y-SDGs」においてスタンダード(標準)の認証を受けるとともに、その後、各施設の照明設備のLED化や風力発電による再生可能エネルギーの利用に取り組んだ結果、令和4年3月にはスーペリア(上位)の認証を受けています。

イ 応募団体の業務における蒔田コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

- ◎ 南区の市民利用施設の管理運営と地域交流支援を主要業務とする当協会にとって、蒔田コミュニティハウスは蒔田地区の地域交流支援のための拠点として欠くことのできない施設です。
- ◎ 蒔田コミュニティハウスは、18の自治会町内会を傘下にもつ蒔田地区連合町内会の会館の役割を担っており、地区社協や地域ケアプラザとともに、連合や単位自治会町内会の活動、市委嘱委員や地域の様々な団体の活動を支援していくことが、当協会にとっての重要な使命と考えています。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

管理運営している施設種別	施設数	業務区分	令和4年7月時点 (全て南区内の施設)
地区センター	3施設	指定管理	
コミュニティハウス	5施設	指定管理	
コミュニティハウス(学校施設活用型)	2施設	受託管理	
老人福祉センター	1施設	指定管理	
スポーツ会館	1施設	指定管理	
こどもログハウス	1施設	指定管理	

(2) 蒔田コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け イ 地域特性、地域ニーズ ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

条例上の設置目的である「地域住民が自主的に活動し」「相互の交流を深める」のための施設としての運営をとおして、区政運営方針が示す「区民の皆様との協働のもとであったかい南区をつくる」を、区や関係諸団体等との協働のもとに推進していきます。

そのために、単に活動の場を提供するだけでなく、「地域の力」が最大限発揮されるよう地域活動を支援するとともに、「新たなつながり」や「地域活動の人材づくり」、社会や環境の変化に即した「新しい活動スタイルづくり」等に関しても、地域に貢献できるよう取り組んでいきます。

また、区民の皆様が地域の中で支え合いながら、「一人ひとりが健康で安心して暮らせる」ようにしていくため、区、社会福祉協議会、地域ケアプラザなどとも連携し、「地域福祉保健計画」や「子育て支援」、「青少年健全育成」、「地域の魅力発信・賑わいづくり」等にも幅広く貢献していきます。

イ 地域特性、地域ニーズ

【地域特性】

施設の周辺には、古くからの商店も多く、人情味あふれる下町気質が残っています。その町並みは、大岡川沿いに開けた平地部と丘の上の住宅地で構成されており、古くからの居住者が多く、自治会町内会活動を中心とした地域活動が活発で連帯意識も強い地域です。

最近では、幹線道路沿いや斜面などにマンションなど集合住宅の建設が進み、比較的若い子育て世代も増えています。また、市営地下鉄蒔田駅や幹線道路のバス停が施設に近く、利便性が高いことなどから、地域住民だけでなく、区外や市外の方々も訪れています。

【地域ニーズ】

蒔田コミュニティハウスは、蒔田会館跡地に建設され、引き続き蒔田地区連合町内会や近隣単位自治会町内会の定例的な会合の開催場所となっており、こうした経緯からも、地域との連携が特に重要になっています。

周辺には集会所のない小規模なマンションも多く、自治会町内会の会合、子ども会の行事や管理組合の会合等に多く利用されています。また、地下鉄の駅に近く、集合や活動がしやすい場所として、サークル活動などでも広く利用されています。

一方、今後さらなる高齢化や人口減少等が見込まれ、住民どうしの支え合いが求められる中で、地域活動に占める「地域福祉保健計画」の推進に向けた取組の比重は、ますます高まっていくものと考えられます。第4期計画で蒔田地区の地区別計画に掲げられた5つの取組目標を中心に、地域の関心事にしっかりと寄り添い、その実現に向けて地区社協や地域ケアプラザ等との連携のもと、支援を行っていきます。

【地域ニーズに基づく取組の例】

- ・町内会主催の食事サービス「やまゆり会」「あやめ会」の開催を支援するとともに、コロナ対策の相談に応じるなど、地域の支え合いのための活動と高齢者の安全・安心をサポート
- ・地区社協主催の「ふれあいサロン」や地区老人会主催の「らくらくサロン」の開催支援や掲示用チラシの作成などを通じ、高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康で生きいきとした暮らしをサポート
- ・陸地域ケアプラザとの連携のもと、地域団体と共同で「子ども食堂」を毎月開催し、子どもたちの居場所づくりや生活困難家庭への支援、多世代交流のための活動をサポート
- ・蒔田地区社協との共催で実施している「蒔田ギネスに挑戦 長一い太巻きを作ろう!」では、地元海苔店からの海苔の提供を仲介するなど地域と子どもたちとの接点となるほか、開催状況のレポートを作成

ウ 公の施設としての管理

公の施設の目的は「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」ことにあり、条例の設置目的である「地域住民が自主的に活動し」「相互の交流を深める」ための会合や活動等に、公平・公正に利用できるように運営していくことが重要です。そのため、「横浜市蒔田コミュニティハウス利用要綱」により施設の利用や申込みのルールを定め、これに沿った公平・公正な運営を行っています。

また、申込み等にあたっての利用者の利便性とサービス向上、コロナ禍における安全・安心の確保のため、ウェブからの予約状況の閲覧を可能とするとともに、従来月に1度の抽選会の実施に代えた電話申込の採用、感染対策としての検温・手指消毒・換気の徹底や人の触れる共用部の消毒などにも取り組んでいます。

その他、職員全員に対する個人情報保護研修、接遇向上研修、人権研修なども行い、子どもから高齢者まで、障がい者や外国籍の方なども含め、誰もが、いつでも、安心して、気持ち良く利用できる環境、運営態勢の整備に取り組んでいます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

職員の人員及び勤務体制

	館 長	スタッフ
人 数	1 名	4 名
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営管理の総括 自主事業の企画及び実施 委員会の運営及び関係団体等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 館長の代行・補助 日常的な施設の運営管理
勤務体制	平 日 9 時～17 時	3 交代勤務 4 時間/1 勤務 <ul style="list-style-type: none"> A時間帯（午前） 9 時～13 時 B時間帯（午後） 13 時～17 時 C時間帯（夜間） 17 時～21 時

館長 1 名とスタッフ 4 名、計 5 名の職員体制で常時 1 名以上の人員を確保しています。また、スタッフの人数に余裕を持ち、シフト制を採用することにより、休暇や急な病休、予期せぬ欠員などにも弾力的に対応可能な体制としています。

館長には公共のサービスや地域支援業務などにも明るい横浜市の運営責任職経験者（若しくは当協会での施設運営管理業務の経験が豊富な者＝地区センターでの副館長等の経験を 7 年以上有する者）を配置しています。また、スタッフについては、地域性に明るく、いざというときにも緊急に参集できるよう、区内在住等を公募により採用し、配置しています。

いずれも、特に資格要件は定めていませんが、採用にあたっては、健康で協調性や社交性が高く、公明正大な人材を基本とし、職務経験のほか、地域活動の支援が効果的に行えるよう地域活動やボランティア活動、行政委嘱委員の経験などについても考慮しています。

組織的な支援・バックアップ体制

地区センター、コミュニティハウスなど、区内 13 施設の指定管理業務又は委託業務を行う中で、それぞれの運営管理に必要な人員を確保しており、市民利用施設の運営管理に関わる協会全体の職員数は約 120 名（アルバイトを除く）となっています。

こうした協会組織全体のスケールメリットを活かすことで、予期せぬ欠員や病休、災害時などいざというときにも、施設間での支援・バックアップが可能な体制をとっています。

さらに全体を統括する事務局で経理や労務管理等の業務を集中処理することで効率化を図るとともに、事務局にも横浜市の経営責任職経験者や施設の運営管理業務の経験者を配置することで、各施設からの相談対応やアドバイス、緊急時等の応援・バックアップが可能な体制をとっています。

また、各施設の館長・副館長からなる、館長会や副館長会を定期的を開催し、運営上の課題についての議論や情報共有等を行うことで、効果的な施設運営やよりよいサービスの実現を図っています。

【協会のスケールメリットを活かした取組の例】

- ・災害や交通機関のマヒ・計画運休などで職員が出勤できず定時に開館できない場合等に備え、近隣の施設が相互に鍵を持ち合い、お互いにフォローしあえる体制を構築
- ・SDGs の取組の一環として、令和 3 年度は特に資源・環境分野の取組を協会として強化する中で、各施設の照明器具の LED 化や再生可能エネルギー（風力発電による電力）の利用を実現
- ・令和 4 年度に各施設と事務局を結ぶグループウェアを導入し、情報やデータ・ファイル等の共有、相互利用等を拡大・迅速化することで、施設間や事務局との間の補完機能等の拡充を図った

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

個人情報保護等の体制

「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「個人情報取扱特記事項」等を遵守し、協会全体で個人情報の保護・適切な取扱いに取り組んでいます。

「みなみ区民利用施設協会個人情報保護方針」では、①個人情報を取り扱う際の基本事項、②適正な管理、③従事者の監督、④収集の制限、⑤目的外利用の禁止、⑥研修の実施について定めており、これを徹底することで実効性の担保に取り組んでいます。

事務局長が協会全体の個人情報保護管理者となって各施設の統括を行うとともに、館長が各施設の個人情報保護責任者となり、職員に対する個人情報保護研修(年1回及び中途採用時)や日常の点検を行っています。

また、定例的に行っている館長会では、横浜市が毎月公表している「事務処理ミス状況について」を参考に、個人情報の適正な取扱いについての議論や情報交換を重ねるとともに、必要な情報等を職員に周知し、自分ごととして捉え、考える機会とするなど、個人情報の漏洩や事務処理ミス等の防止に役立てています。

職員研修計画

協会主催で全施設共通で行う研修と、施設として主に休館日や日常業務の中で行う研修があります。また、必要に応じて市や区主催の外部研修などに参加します。これらの研修を通じて、業務に必要な知識の習得や資質向上、法令遵守・コンプライアンスの推進等に努めています。

主催	研修名	研修内容	頻度
協会事務局	全体(全職員)研修	休館日に全職員が参集し、市・区の重点施策、人権・接遇・防災・職員健康管理などからテーマを選定し、研修を行っています(主に外部講師による講演等)。	1回/年
	AED研修	新採用職員及びAED講習を受けたことのない職員が、消防署の職員からAEDの使用方法和心肺蘇生法の講習を受けます。	1回/年
	新採用職員研修	協会の運営施設、指定管理者の業務、お客様対応、おもてなしの心、就業規則などについて各施設への配属前に行います。	採用時1回
	館長研修	館長会(7回/年)に併せて情報公開、お客様対応、人事考課などについて研修と情報交換を行います。	7回/年
蒔田コミュニティハウス	個人情報保護研修	年度当初に館長が講師となり、職員全員に対して、個人情報の仕組みとルール、漏えい事故のリスクと対応方法、適切な取扱いなど実務を踏まえた研修を行います。	1回/年
	人権研修	職員全員を対象に、身近な問題を題材にして人権啓発研修を行います。	1回/年
	新人実務研修(OJT)	新しく配属された職員にベテラン職員が、仕事の流れ、業務の仕方、注意点等について実務をとおして研修します。ひととおり慣れた時点で習熟度を確認し、必要に応じてフォローします。	採用時から1か月間を目処に集中的に
	防災・避難研修	休館日に職員全員に対して、館長から災害発生時の対応、避難誘導、消防設備や避難器具の使い方などの研修を行います。	2回/年
	感染症対策等研修	インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等、施設内での感染防止に関する研修を行います。	年1回 以出随時
	接遇・マナー研修	スタッフに対し、館長から接客マナー、おもてなしの心、利用者要望への対応、ヘイトスピーチ対応等について研修を行います。	年1回 以出随時
	事務処理ミス防止	横浜市の事務処理ミス事例を基に事務処理ミス防止研修を行います。	年1回 以出随時
障害者理解・認知症サポーター研修	地域の福祉施設の方に講師をお願いし、休館日に職員を対象とした障害者理解又は認知症サポーター講座を隔年で行い、全職員が受講します。	1回/年	

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

発災時の対応、避難所としての運営に関する考え方

- ・市区防災計画及び区と締結した「災害時等における施設利用の協力に関する協定」に基づき、発災時には「帰宅困難者一時滞在施設」としての機能を担います。開館時間外でも、市内震度 5 強以上等の場合には職員が緊急参集し、区からの指示により一時滞在施設を開設する体制をとっています。
- ・一時滞在施設としての対応については、平時の防災訓練やスタッフ会議において「蒔田コミュニティハウス災害対応マニュアル」に基づいて確認・共有しています。
- ・市役所から配布されたアルミブランケット・食糧・飲料水・マスク・消毒液のほか、独自にトイレパックを購入して備蓄しています。今後はW i F i や非常用電源の導入などについても、区と協議しながら検討していきます。
- ・地震などの災害時に無料で飲料水が提供できる地域貢献型の飲料自動販売機を令和 3 年 4 月に設置しました。

地域と連携した防災への取組

- ・日頃から地域防災拠点防災訓練や町の防災組織の訓練に参加して情報交換するなど、地域の防災組織と顔の見える関係を築き、効果的に連携できるよう努めていきます。
- ・自主事業において、地域防災力の向上に寄与し得る事業を新たに企画・実施します。
- ・南区防災マップやハザードマップ、「帰宅困難者一時滞在施設」の案内を館内に掲示するとともに、利用者会議でも説明・周知するなど、地域住民に対する広報の一助となるよう取り組んでいます。
- ・発災時にあらかじめ想定していないような事態が発生した場合には、区と協議のうえ臨機応変に対応し、地域の災害対応を支援していきます。

施設設備の故障、事故、犯罪等を予防する具体的な計画や体制

- ・災害、事件、事故、急病発生等の際に職員が具体的にとるべき行動を定めた「緊急時対応マニュアル」や、協会事務局・各館館長等と区地域振興課をつなぐ緊急連絡網を協会として整備し、これに基づいた研修等を実施しています。
- ・施設・設備については、職員による日常的な点検や専門業者による定期的な保守を計画的に実施し、予期せぬ故障等については小破修繕で対応する一方、経年劣化などに対応して計画的に実施すべき大規模な修繕等については、劣化診断なども踏まえて区と協議して計画していきます。
- ・利用者安全対策及び犯罪抑止力の向上のため、録画機能を持った高機能の防犯カメラを複数設置するとともに、職員による挨拶や声かけ、館内の定期的な巡回を行い、事件・事故の未然防止に努めています。
- ・職員間でのヒヤリハット事例の共有、事故防止チェックリストによる点検などリスクマネジメントの考え方により事故等の防止に努めています。

事故・災害時等の緊急時の体制及び具体的な対応計画

- ・「緊急時対応マニュアル」や緊急連絡網を協会として整備し、緊急時に全職員が自ら迅速・的確な対応が取れるよう、定期的に防災訓練、避難誘導訓練、AED 操作訓練等を実施しています。訓練は、初動体制の確認や各設備の点検など実践を想定して実施し、一人勤務体制でも必要なことを確実に実施できるよう備えています。
- ・協会管理の直近施設と相互に鍵を持ち合うことで、開館時間外でも緊急に開錠・開館できる体制を取っています。区内の多くの施設を運営する当協会のスケールメリットを活かし、いざというときには他の施設や事務局からも応援が駆けつけることで、迅速・的確な対応を図ります。
- ・大雨等の気象警報や地震等の災害関係情報を把握し、お客様にお知らせしています。また、緊急事態が発生した場合には、すぐに館内の利用者に情報を提供するとともに、緊急連絡網やあらゆる通信手段を用いて区や協会事務局との情報共有を行い、必要な対応を図っていきます。

(4) 施設の運営計画
ア 設置理念を実現する運営内容 イ 利用促進策 ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映
ア 設置理念を実現する運営内容
地域社会との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティハウスの設置理念である地域住民の自主的な活動や相互交流を促進するため、地域活動の基盤的組織である自治会町内会の定期的な会合やイベント等が支障なく行われるよう、積極的な支援を行います。 ・蒔田地区社会福祉協議会や蒔田地区民生児童委員協議会など、地域住民のための活動を行う団体との連携を一層強化するとともに、その利用を促進します。 ・地域の会合や地域行事などにも積極的に参加し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。
地域のつながりづくり・支え合いの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりづくりや支え合いの推進に結びつく自主事業を積極的に実施します。(5)自主事業計画及び様式3・4を参照) ・子育てサロン「さくらんぼひろば」や「あかいくつ」では、未就学児・未就園児を対象に親子の居場所づくりを進めるなど子育て支援に取り組みます。また「シニアヨガ」や「シニア体操」を開催し、健康づくりや介護・認知症予防に取り組みます。実施に当たっては、地区社協や地域ケアプラザ、民生委員児童委員や保健活動推進員など、地域で活動する団体との連携に努め、支え合いの輪を広げます。 ・近隣小・中学校との情報交換を密にすることにより、休校日や下校時間を把握して状況に応じたラウンジの机・椅子の補充などで、小・中学生が楽しくすごせる放課後の居場所を確保します。さらに、小学校低学年から参加できる「小啻教室」を開催するなど、蒔田コミュニティハウスにより多くの子どもたちが関心を持てるような事業を展開します。 ・「街の先生」に自主事業の講師を依頼するなど、ボランティアの育成や活動支援に努めます。
イ 利用促進策
<p>蒔田コミュニティハウスは、当協会が運営する地区センター及びコミュニティハウス10施設の中で最も高い稼働率となっており、一部予約が取りづらい状況も見られることから、比較的稼働率の低い時間帯や部屋を中心に利用促進を図ります。</p>
広報活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、南区の各種広報媒体、各自治会町内会の掲示板等を活用しながら、施設情報の発信や利用の呼びかけを行います。特にホームページでは、自主事業やイベントの情報などをタイムリーに提供するとともに、自主事業参加者の様子や利用者の声などを紹介します。また、地域主催の行事や地域の活動団体の紹介など地域情報発信の支援をします。 ・利用者向けに各部屋の予約状況(空き部屋情報)をホームページに掲載するなど、予約や利用がしやすい施設を目指します。また、蒔田地区社会福祉協議会のホームページとも相互リンクを設け、情報の共有化を図っています
新たな利用者・利用内容の開拓
<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな自主事業を実施することにより、新たな利用者、新たな活動を行うサークルの掘り起こしに努めるとともに、これから活動を始めようとするサークルの立ち上げを支援します。 ・新たな利用形態の開発につなげるため、利用者からの要望が多いWiFi設備の整備に関して区との協議を進めます。
ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映
<p>日常の業務を通じた利用者とのふれあいを大切に、そのふれあいの中から利用者の生の声を肌で感じることをモットーとして、ニーズや要望を受け止めます。また、地域の会合や集まりに参加することにより地域の情報の収集に努めます。</p>
委員会・利用者会議等
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会長等の地域の方から構成される「蒔田コミュニティハウス委員会」や利用団体の代表が参加する「利用者会議」の場で意見をいただきながら、利用者の声を施設運営に反映させていきます。改善結果は利用者会議で報告するとともに施設に掲示し、より良い運営につなげます。 ・施設を利用したことのない方の意見や地域の生の声を直接聞くために、地域の会合などにも参加し、自主事業に関するニーズ調査なども行います。 ・区役所と連携し、地区懇談会での提案等を運営の参考にしていきます。
利用者アンケート
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、期間を定めてアンケート調査を実施し、結果をホームページや館内の掲示により公表しています。特に改善要望や提案に関しては、すぐに実行できるものは可能な限り迅速に実施するとともに、対応できないことはその理由を明確にし、公表しています。また、自主事業からのアンケートを次の事業に反映させ、利用者ニーズにあった自主事業を展開するよう努めています。
ご意見箱
<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見箱を常時設置していつでも要望を受け入れ、利用者ニーズに迅速・的確に対応します。

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者サービス向上の取組
- オ 横浜市重要施策に対する取組

エ 利用者サービス向上の取組

お客様に気持ちよく施設を利用していただくため、季節ごとの館内の飾り付けなどを行うほか、職員からの挨拶や声かけなどを通して心の通うコミュニケーションに努めています。毎年行っている利用者アンケートでは、「言葉づかい」「身だしなみ」「窓口などの対応」「施設内外の美化清掃」など8項目についてお客様の満足度を伺っていますが、すべての項目で80%以上の方から「満足」との回答を頂くとともに、「満足」と「やや満足」を合わせると98%以上の方から高い評価を頂く結果となっています。

具体的なサービス向上策としては、コロナ禍において人の接触機会を減らすため、施設の予約状況をウェブから閲覧可能とするとともに、毎月の申し込み抽選会を電話受付の方法に変えるなどの対応を図っています。

また、地区センター3館ではインターネット予約システムや館内のW i F i 設備の導入も行っていましたが、コミュニティハウスでは、経費の問題も含めて今後の課題となっています。特にインターネット予約システムについては、蒔田コミュニティハウスは地下鉄駅からも近く区外からの利用も多いこと、区内コミュニティハウス全館の中で最も高い稼働率であることから考えても有用と思われます。また、W i F i の導入に関しては利用者からの要望も強く、自治会町内会等の新たな活動スタイルに結びつく可能性もあることから、引き続き区と協議しながら積極的な対応を図っていきます。

オ 横浜市重要施策に対する取組

SDG s に関する取組

当協会では、横浜市が進める「SDG s 未来都市」の取組と共同歩調をとり、SDG s に関する取組を進めています。その中で、環境への配慮や広く福祉の推進などに積極的に取り組んでいます。近年は特に、エネルギーや気候変動に関わる分野の取組として、施設運営への再生可能エネルギーの導入、協会独自に進めた各施設の照明設備のL E D 化及びそれによる省エネ対策の実現などに取り組んできました。

これらを含めた積極的なSDG s に関する取組の成果として、SDG s 達成に向けて貢献しようとする事業者を横浜市が独自に認証する仕組「Y-SDG s」において令和3年に「スタンダード」、令和4年にはその上位である「スーパーリア」の認証を受けています（Y-SDG s の認証を受けているのは、市内16区にある区民利用施設協会の中で南区が唯一）。

情報公開

特定非営利活動法人であることから、内閣府のNPO法人ポータルサイトで定款や事業報告等の閲覧が可能となっているほか、協会として「情報公開に関する規程」を定め、定款、運営方針や事業計画、財政状況等に関して、ホームページを通じて公表しています。

また、蒔田コミュニティハウスでは、事業計画書や事業報告書などについて、閲覧に関するお知らせを館内に掲示し、閲覧を希望する方々へ開示するとともに、利用者アンケートの結果や意見・要望への回答も館内に掲示するなど、情報の公開に努めています。

その他

職員に対して定期的に人権研修を実施するとともに、協会としてみなみ市民活動・多文化共生ラウンジと連携事業した事業を実施するなど、人権尊重に取り組んでいます。また、市内中小企業優先発注の徹底などに積極的に取り組んでいます。

地域の活動拠点としての関係機関等との連携

蒔田地区では、地域福祉保健計画地区別計画において、①地域活動や福祉保健の情報の共有、②高齢者の引きこもりの予防、③子育て家庭の見守り、④子どもから高齢者まで交流できる場づくり、⑤障がい児・者が安心して暮らせるために という目標を掲げ、取組を進めています。こうした地域の取組を支援し、関連した地域活動のための拠点となるよう、自治会町内会や地区社協、地域ケアプラザなどと連携した自主事業の実施、関連した地域の取組への参加などを行っています。

地域福祉保健計画の推進にあたっては、協会職員が全員参加する「全体研修」のテーマとして「第4期南区地域福祉保健計画」を掲げ、南区役所福祉保健課、南区社会福祉協議会及びどんとこいみなみの皆様を講師として招き、施設として、職員として、施設運営や自主事業の中でどのように計画推進に貢献していけるか、関係機関や団体とどのように連携していけるかを考える場を設けました。

地域福祉保健計画などの区や地域が取り組んでいる重要な事柄については、今後も、地域や関係機関・団体等との協働に協会をあげて取り組んでいきます

(5) 自主事業計画

自主事業計画の考え方

コミュニティハウスの設置理念である地域住民の自主的な活動や相互交流を促進するため、地区連合町内会、地区自治会町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会など、地域活動に取り組む団体と連携した自主事業を実施します。

また、「第4期南区地域福祉保健計画」、特に「蒔田地区地区別計画」のスローガンや5つの取組目標の実現に寄与するとともに、地域のつながりづくりや支え合いの推進に結びつく自主事業を積極的に実施します。

さらに、新たなつながりの契機となるように、趣味などをテーマとした多彩な自主事業を実施していくことで、幅広い層の住民が参加できるよう工夫していきます。

自主事業計画の特徴と独自性

自主事業の企画にあたっては、第一に、蒔田コミュニティハウスが蒔田地区連合自治会及び傘下の自治会町内会の会館の役割を果たしていることを重視し、その活動の支援となる事業を優先的に計画します。第二に、これまでのお客様の利用実態等を踏まえながら、地域のつながりづくりを目的とした事業を計画していきます。

これまでも、近隣商店街の海苔店等と連携した「お米と海苔の食べ比べ」などの自主事業が、地域ケアプラザと連携した地区社協の「太巻きづくり」事業に発展し、地域コミュニティ醸成、他施設との連携に結実しています。

また、「蒔田城訪問」や町内会長による「昔の蒔田の話を聞こう」などにより、地域を再確認する機会を提供していきます。

テーマとしては、次の内容を意識して構成していきます。

- ① 地域コミュニティのつながりづくり：地域の特性に根差した事業、蒔田地区連合町内会、蒔田地区社会福祉協議会と連携した事業（あかいくつ、昔の蒔田、幻の蒔田城、太巻きづくり）
- ② 施設間連携：睦地域ケアプラザと連携した事業（障害・高齢化体験、あかいくつ）
※「子ども食堂」は自主事業ではありませんが、睦地域ケアプラザと密接に連携しています。
- ③ 子育て支援：未就学児と保護者を対象とした事業（さくらんぼひろば、ベビーヨガ、七夕まつり、あかいくつ）
- ④ 健康と生きがい：高齢者支援を中心とした事業（シニア体操前・後期、シニアヨガ、小咄教室）
- ⑤ 体験学習：文化教養等幅広い分野に関する事業（初めてのフラダンス、俳句教室入門・一般前・後期、英語基礎）

自主事業計画の実現性

これまでに行ってきた事業をベースにしなが、蒔田地区社会福祉協議会、睦地域ケアプラザと連携した事業を積極的に取り入れることで実現性・実効性を担保します。また、当施設で現在グループ活動を実践している「街の先生」にも講師を依頼していくことや、活動実績のある団体とも連携していくことにより、企画したすべての事業を確実に実施していくことが可能です。

なお、参加費については、趣味的な色彩が強く事業効果が参加者個人に還元される事業については参加費収入で事業費用を賄うことを基本としつつ、市・区の主要施策の推進に寄与する事業や不特定多数が参加し事業効果が地域や住民一般に還元される事業については参加費を無料又はできるだけ低廉とする（指定管理料の中で賄う）ことで、多くの住民が気軽に参加でき、それにより高い事業効果が得られるように工夫していきます。

(6) 建物の維持管理計画

■保守管理

法定点検や機能維持のための定期的な保守など、施設利用上の「安全」と「安心」を確保していくために必要な業務については、専門業者に委託して計画的に実施していくことで、施設の確実な維持保全と施設の長寿命化に努めます。また、これにより予期せぬ故障等を防ぐことで業務や経費執行の効率化を図ります。

蒔田コミュニティハウス維持管理一覧

空調設備点検	1回/年
消防設備定期点検	2回/年
エレベーター定期点検	4回/年
自動ドア定期点検	2回/年
床清掃洗浄・ワックス	6回/年
窓ガラス清掃	2回/年
害虫駆除	必要に応じて

■自主管理

- ・日常的な清掃は、職員自身が毎日行っています。
- ・午前・午後・夜間の時間帯に各1回以上職員が館内を巡回・確認を行って、不具合等の早期発見に努めることにより、損傷の拡大を未然に防ぎます。
- ・簡単な修理やテーブルの傷の補修など専門的な技術を要さない修繕は職員自らが行うことで、迅速な対応と経費縮減の両立を図っています。
- ・エアコンフィルターの交換、施設植栽の剪定や施設周囲の雑草の除草も職員がこまめに行い、経費節減を図っています。(植栽の剪定や除草は隣家から非常に喜ばれています。また、職員自らが行うことで、近隣との円滑なコミュニケーションの維持にも役立っています。)

■修繕等

- ・毎日の巡視点検を重視して傷は小さなうちに、設備の不具合は軽度のうちに、的確に小破修繕を実施し、建物や設備の長寿命化を図っています。
- ・委託業者による保守点検での細かな指摘事項や日常業務の中から必要とする修繕、避けることができない小破修繕については、迅速かつ臨機応変に対応し、利用者に迷惑をかけないように対応しています。
- ・保守点検の中で指摘された比較的大規模な修繕や、令和4年度実施予定の劣化診断等に基づき必要となる修繕等については、区と協議して年次計画を策定することで、計画的に実施していきます。
- ・施設の老朽化が徐々に進んでくる中で、施設設備の劣化による修繕の出現頻度が徐々に増してきており、これらを「小破修繕」という名目で指定管理者の負担により実施していくことは困難となってきました。仕様で定められているとおりに1件60万円未満、合計200万円までの修繕を指定管理者の費用で賄っていくことは、収支の面からみて現実的に困難であり、利用者の安全と安心を確保する意味からも、区との協議により、計画的な修繕や保守を施設設置者の責任のもとに実施していくことの重要性がますます増大しています。

(7) 収支計画 (収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について (※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

ア 収入計画の考え方について

利用料金の設定のないコミュニティハウスで見込める収入は、自主事業収入と雑収入 (主に自動販売機の設置に伴う販売手数料) のみとなっています。

自主事業参加者からいただく参加費は、当該自主事業の費用を賄うために使用することで参加者に還元すべきものであり、飲料の自動販売機設置に伴う販売手数料収入は、利用者サービスに伴い派生するものでありわずかな額となっています。

このように、コミュニティハウスの設置理念に基づいた運営を行う中で積極的な収入増を図ることは困難であることから、自主事業収入についてはあくまでも適切な利用者負担の観点から、自販機販売手数料収入については利用者サービス向上の観点から、計画や必要な見直しを行っていきます。

こうした事情を前提に、収支計画上は、これまでの実績等に基づく収入を見込んでいます。

イ 増収策について

上記のとおり、コミュニティハウスの設置理念に基づいた運営を行う中で積極的な収入増を図ることは困難と考えられます。

■自主事業収入

あくまで適切な自己負担を求める観点から、適宜見直しを図っていきます。

市・区の主要施策の推進に寄与しうる事業や不特定多数が参加し事業効果が地域や住民一般に還元される事業については参加費を無料又はできるだけ低廉とする (事業費用を指定管理料で賄う) ことで、多くの住民が気軽に参加でき、それにより高い事業効果が得られるように工夫していきます。

一方で、趣味的な色彩が強く事業効果が参加者個人に還元される事業については、参加費収入で事業費用を賄うことを基本とします。

■雑収入

主な雑収入は、お客様サービスの一環として設置している飲料自動販売機の販売手数料ですが、近隣にコンビニエンスストアやミニスーパーが複数あり、更に旧南区役所跡地にもスーパーが開業予定であるなど競合が激しいことから、増収は困難な状況です。

そのため、お客様サービス向上の観点から、ニーズや季節などに合わせて、販売する飲料の種類などを適宜見直していきます。

<p>(7) 収支計画 (支出計画) ウ 支出計画の考え方について</p>
<p>全体としての収支は非常に厳しいものとならざるを得ませんが、職員一人ひとりが経費節減について共通認識を持ち創意工夫をして日々の業務にあたることや、協会としても施設を全面的にバックアップすることで、お客様の安心とサービスの向上を目指していきます。</p> <p>費用対効果を考え、効率的かつ効果的な支出に努めるとともに、適切な予算の執行となっていることを定期的にチェックするとともに、協会が複数の施設を統括して管理運営することのスケールメリットを生かして、支出の削減を図ります。</p>
<p>人件費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・設置理念に基づいた運営や質の確保に向け、最低賃金などの賃金動向や社会経済情勢等を見極めながら、必要な人材を効果的・効率的に確保・活用するために必要となる費用を見込みます。 ・お客様に安全で快適なサービスを提供できる配置人員を確保するとともに、業務の最適化、標準化、マニュアル化などにより、誰でも同様なサービスを効果的・効率的に提供できるようにします。
<p>事務費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事務機器やシステム等の故障によって業務に与える影響が大きいものは、経年劣化や老朽化を考慮し、壊れる前の更新や予備品のストックなどにより、業務に支障がでないように努めます。 ・備品・消耗品は、施設利用のために欠かせないものを除き、必要最低限の購入にとどめます。なお、多く消費するものは、まとめ買いや協会としての一括発注によりコスト縮減を図ります。 ・一定額以上の物品購入は複数業者からの見積もりを徴収し、価格を比較し経費の節減を図ります。 ・両面コピーや裏紙利用で紙の使用量を抑制します。また、協会としてグループウェアを導入し、データを共有化することで資料や文書のペーパーレス化を図っています。
<p>光熱水費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・協会として取り組んだ照明器具のLED化により電気使用量の削減が見込まれますが、当面の間、新たな照明器具のリース料負担が生じます。一方で、電気料金は大幅な値上げとなっており、LED化による電気使用量削減効果は半減若しくは帳消しとなる見込みです。過度な節電がお客様サービスの低下につながらないよう効率的な施設運営に努めていきますが、指定管理者の努力によっては解決困難な事象が重なり、非常に厳しい状況です。 ・電力需給の逼迫状況等も考慮しながら、お客様に不必要な照明の消灯や空調温度の設定調節などへの理解をお願いし、電気・ガス使用量の低減に努めます。
<p>管理費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から施設の状況を把握し、異常が発見された際には速やかに適切な対応を取ります。 ・定期的な保守が必要な設備は、必要性を見極め計画的に実施することで予期せぬ故障を防ぎます。 ・軽微な修理や部品交換など職員が対応できるものは、材料や部品を購入し、職員が自ら行うことで修繕費の節減を図る一方、劣化診断等に基づき必要となる比較的大規模な修繕等については、区と協議して計画的に実施することで予期せぬ故障を防ぐなど、効率的な修繕費の執行に努めます。(6)建築物の維持管理計画を参照)
<p>自主事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある多彩な事業の企画や適切な参加費負担等により、参加者数の拡大等に努めます。(5)自主事業計画及び様式 3・4 を参照)
<p>利用者サービス</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会議テーブルやスタッキングチェアなど利用者が日常的に使用する什器を絶えず点検し、費用対効果を考慮しながら効率的に更新していきます。 ・経費節減による効果はできる限りお客様サービスの向上のために配分することを基本とします。利用者アンケートやコミュニティハウス委員会等の要望を踏まえて、サービス向上のために必要と判断される備品や設備については、積極的に予算を配分し整備していきます。

(8) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

【基本的考え方】

新型コロナウイルス感染症流行当初の休館措置から、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などそれぞれのフェーズに応じて、横浜市の対応方針に即して利用方法を定めてお客様に協力いただけてきました。

また、施設入口への体表面温度測定機能付きアルコールディスペンサーの設置、各部屋への消毒液キットの設置、館内の消毒の徹底など、感染防止に努めてきました。

今後も、最新の知見と横浜市の対応方針に基づいて、感染防止措置を徹底していきます。

感染防止対策

1 お客様に安全かつ安心して施設をご利用いただけるよう、職員・スタッフ一人ひとりが対策を徹底しています。

- ① 出勤時の体調チェック（発熱や体調不良の場合は自宅待機）
- ② 受付カウンターに感染防止のビニールシートの囲いを設置
- ③ 受付コーナー前に間隔を空けた順番待ちの目印を設置
- ④ 受付での金銭のやりとりはトレイで行う
- ⑤ 勤務時間中及び出退勤時のマスク着用
- ⑥ ドアノブ・手すり・エレベーターのボタン・電気のスイッチ・トイレの便座等を適宜消毒（緊急雇用創出事業による）
- ⑦ 館内換気の徹底、換気をするために網戸を設置（全室）し窓を開ける
- ⑧ 館内各所に手指消毒液、備品用消毒液を貸出し（事務所等における消毒液の在庫確保）
- ⑨ 横浜市からの通知に基づき、必要な利用制限や休館等の対応を迅速に実施

2 お客様へのお願い

- ① マスクの着用
- ② 体温測定器により入館者全員の体温測定
- ③ ソーシャルディスタンスの確保（部屋の利用人数の上限、受付時の順番待ち等）
- ④ 個人利用のお客様に感染発生時の緊急連絡先提出のお願い
- ⑤ 団体利用の代表者に利用毎の参加者把握を依頼
- ⑥ 利用目的に応じた感染対策の遵守

他施設等での感染防止対策実績

蒔田コミュニティハウスを含めて、協会が運営管理しているすべての施設で上記感染防止対策を実施、徹底しています（緊急雇用創出事業は、学校施設活用型コミュニティハウス及びこどもログハウスを除く）。これまで、各施設を発生源とする感染拡大は発生していません。

コロナ禍における自主事業開催の工夫

- 1 安心して参加していただけるよう、上記「感染防止対策」をとっていることや、参加者に際しては対策に理解・協力して頂くことを事前に周知・依頼することを徹底します。
- 2 住民同士の相互交流やつながりづくりという趣旨からは、施設に集うかたちで自主事業に参加していただくのが一番ですが、市中の感染拡大状況等に応じて、ウェブ会議システムを活用して参加できる事業の企画や、講座・教室等の動画配信なども検討し、可能な範囲で実施していきます。

感染防止の観点を踏まえた予約受付

- 1 多人数が集まる抽選会に代えて、来館せずに抽選に参加できる電話申込を実施しています。
電話で希望日をお聴きし、複数の団体の希望が競合する日時会場については館長が公正に抽選したうえで、結果を電話でお知らせしています。
感染防止の観点に加えて、お客様サービスの面からみても、特定の時間に来館せずに電話で申し込めることが好評となっています（特に、蒔田コミュニティハウスから離れた地区にお住まいの方を中心に）。
- 2 電話以外には感染防止対策となるWEB予約の方法（地区センター3館等では導入済み）がありますが、導入には多額の費用を要するため、費用対効果を見極めたうえで区と協議していきます。

単独団体名・共同事業体名	みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市蒔田コミュニティハウス

令和5年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：千円)

提 案 額 (a)	12,410	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	12,410	
差 引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 令和5年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	468	
雑入 [B]	124	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	592	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	12,410	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	12,410	指定管理料
収入合計 ([ア] + 【イ])	13,002	

2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	7,632	
事務費 [b]	896	
自主事業費 [c]	927	
管理費A (光熱水費等) [d]	1,410	
管理費B (保守管理費等) [e]	1,027	
公租公課 [f]	1,000	
事務経費 [g]	110	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	13,002	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市蒔田コミュニティハウス

令和 5 年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位: 千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	自主事業収入		ア 468	
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A] 468
雑入	印刷代		カ 44	
	自動販売機手数料		キ 80	
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
	小 計		[B] 124	カ～サ
小 計 【ア】		施設運営収入計	592	[A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市蒔田コミュニティハウス

令和 5 年度収支予算書

2 支出の部内訳 (ニーズ対応費除く)

(単位: 千円)

	項 目	内 容 等	金 額		
人件費	正規雇用職員		ア		
	臨時雇用職員		イ		
	対象外の人件費		ウ	309	ウ-1~ウ-4
	通勤手当		ウ-1	256	
	健康診断費		ウ-2	47	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	6	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4		
	小 計		[a]	7,632	ア~ウ
事務費	旅費		エ	3	
	消耗品費		オ	100	
	会議滞在費		カ	2	
	印刷製本費		キ	50	
	通信費		ク	200	
	使用料及び賃借料		ケ	91	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	41	
	その他		ケ-2	50	
	備品購入費		コ	50	
	図書購入費		コサ		
	施設賠償責任保険		シ	8	
	職員等研修費		ス	3	
	振込手数料		セ	3	
	リース料		ソ	377	
	手数料		タ	30	
	地域協力費		チ	10	
			ツ		
		テ			
	小計		[b]	927	エ~テ
自主事業費			[c]	896	
管理費 A	電気料金		ト	640	
	ガス料金		ナ	620	
	上下水道料金		ニ	150	
	小 計		[d]	1,410	ト~ニ
管理費 B	清掃費		ヌ	234	
	修繕費		ネ	90	
	機械警備費		ノ	136	
	設備保全費		ハ	567	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1	33	
	消防設備保守		ハ-2	33	
	電気設備保守		ハ-3	501	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4		
	駐車場設備保全費		ハ-5		
	その他保全費		ハ-6		
	共益費		ヒ		
		フ			
		ヘ			
	小 計		[e]	1,027	ヌ~ヘ
公租公課	事業所税		ホ		
	消費税		マ	1,000	
	印紙税		ミ		
	その他 ()		ム		
	小計		[f]	1,000	ホ~ム
事務経費	本部分		メ		
	当該施設分		モ	110	
	小計		[g]	110	メ~モ
小 計 【ウ】		施設管理運営経費計		13,002	[a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。